

## ○にかほ市公共工事前払金取扱要綱

令和4年3月24日

告示第48号

### (目的)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及びにかほ市財務規則（平成17年にかほ市規則第41号。以下「規則」という。）第133条第2項の規定に基づく公共工事に要する経費の前払並びに同条第3項ただし書の規定により既に支払った前払に追加してする前払（以下「中間前払」という。）について必要な事項を定め、公共工事の適正かつ円滑な施工を図ることを目的とする。

### (前払及び中間前払の対象工事)

第2条 規則第133条第1項の前払の対象とすることができる公共工事は、1件の契約金額が100万円以上、かつ、工期が30日以上のものとする。

2 規則第133条第3項ただし書の規定による中間前払の対象とすることができる公共工事は、1件の契約金額が1,000万円以上、かつ、工期が150日以上のものとする。

### (前払金及び中間前払金の使途範囲)

第3条 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に限るものとする。

### (前払金等の支払額)

第4条 前払金の支払額は、契約金額に10分の4を乗じて得た額の範囲内とする。

2 中間前払金の支払額は、契約金額に10分の2を乗じて得た額の範囲内とする。

3 契約金額の10分の2.5以上に相当する資材を支給する工事に係る前払金の支払額は、前2項の前払金及び中間前払金の支払額から当該額の計算の基礎となった経費の金額に10分の1を乗じて得た額を控除した額の範囲内とする。

### (前払金等の端数等)

第5条 市長は、前払金等に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てることができる。

2 市長は、歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認めるときは、前払金等を減額

し、又は前払金等の支払をしないことができる。

(前金払の認定)

第6条 前金払を受けようとする受注者は、前金払認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 前払金使用計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の前金払認定申請を受けたときは、原則として7日以内に認定の可否を決定し、適当と認めたときは、前金払認定書(様式第3号)により当該受注者に通知するものとする。

(前払金の請求手続)

第7条 前条第2項の認定を受けた受注者は、市が指定した前払金請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。ただし、市長が、工事が複数年度に渡る等特別の事情があると認めた場合は、請求時期を別に定めることができる。

- (1) 規則第133条第1項に規定する保証事業会社の発行した前払金に係る保証証書(第9条第1項において「保証証書」という。)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前払金請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

(中間前金払の認定)

第8条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 中間前払金使用計画書(様式第6号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の中間前金払認定申請を受けたときは、原則として7日以内に認定の可否を決定し、適当と認めたときは、中間前金払認定書(様式第7号)により当該受注者に通知するものとする。

(中間前払金の請求手続)

第9条 前条第2項の認定を受けた受注者は、市が指定した中間前払金請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 変更後の保証証書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、中間前払金請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る中間前払金を支払うものとする。

(準用)

第10条 受注者の義務違反による中間前払金の返還については、規則第134条の規定を準用するものとする。

(遅延利息)

第11条 市長は、規則第134条又は前条の規定に基づく前払金等の返還を命ぜられた受注者が、返還すべき前払金等の全部又は一部を返還しないときは、その未返還額につき、返還すべき期日を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示によるにかほ市公共工事前払金取扱要綱第10条の規定は、施行の日以後に行う請負契約から適用し、同日前に行った請負契約については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

前金払認定申請書

年 月 日

にかほ市長 様

受注者  
住所  
商号  
氏名

年 月 日請負契約を締結した次の工事費に使用するため、次のとおり、前払金として支払い願いたく、前払金使用計画書を添えて認定申請します。

前金払認定申請額	¥
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	にかほ市
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥
工 事 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
摘 要	

様式第2号(第6条関係)

前払金使用計画書

前払金認定申請額	¥
----------	---

名 称	使 用 予 定			使用目的
	数 量	単 価	金 額	
合 計				

備 考

- 1 名称の欄には、資材の品名その他支出の名称を記載すること。
- 2 使用目的は、その資材又は前払金を支出しようとする工程等を記載すること。

様式第3号(第6条関係)

### 前金払認定書

前金払認定申請者	※ 住所・商号・氏名を記載のこと
工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
契約金額	¥
前金払認定申請額	¥
前金払認定額	¥
摘要	
上記工事について、前金払をすることを(認定する ・ 認定しない)。  年 月 日  にかほ市長 <span style="float: right;">印</span>	

様式第4号(第7条関係)

## 前 払 金 請 求 書

年 月 日

にかほ市長 様

受注者  
住 所  
商 号  
氏 名

¥ \_\_\_\_\_

ただし、工事名  
工事場所

契 約 金 額	円
前 金 払 認 定 額	円

上記のとおり契約金額の前払をされるよう保証証書を添え請求します。

なお、前払金は、次の金融機関にある私名義の預金口座に振り込まれるようお願い  
します。

振 込 先 金 融 機 関	預 金 種 別	口 座 番 号

様式第5号(第8条関係)

## 中間前金払認定申請書

年 月 日

にかほ市長 様

受注者  
住所  
商号  
氏名

年 月 日請負契約を締結した次の工事費に使用するため、次のとおり、中間前払金として支払い願いたく、中間前払金使用計画書を添えて認定申請します。

中間前金払認定申請額	¥
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	にかほ市
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥
工 事 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
摘 要	



様式第6号(第8条関係)

中間前払金使用計画書

中間前払金認定申請額	¥
------------	---

名 称	使 用 予 定			使用目的
	数 量	単 価	金 額	
合 計				

備 考

- 1 名称の欄には、資材の品名その他支出の名称を記載すること。
- 2 使用目的は、その資材又は中間前払金を支出しようとする工程等を記載すること。

様式第7号(第8条関係)

### 中間前払金認定書

中間前金払認定申請者	※ 住所・商号・氏名を記載のこと
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	¥
摘 要	
上記工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していることを(認定する・認定しない)。  年 月 日  にかほ市長 <span style="float: right;">印</span>	

備考 摘要欄には、やむを得ないと認める状況を記載すること。

様式第8号(第9条関係)

中間前払金請求書

年 月 日

にかほ市長 様

受注者  
住所  
商号  
氏名

¥ \_\_\_\_\_

ただし、工事名  
工事場所

契約金額	円
受領済前払金額	円
上記請負金額の10分の2以内の額	円
中間前払金認定額	円

上記のとおり契約金額の中間前払をされるよう保証証書を添え請求します。

なお、中間前払金は、下記金融機関にある私名義の預金口座(前金払と同様の口座)に振り込まれるようお願いします。

振込先金融機関	預金種別	口座番号